

大野城市監査基準の一部を改正する基準

令和5年12月27日

監委基準第1号

大野城市監査基準（令和2年監委基準第1号）の一部を次のように改正する。

（1） 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>（監査等の種類） 第3条 監査等の種類は次の各号に掲げるものとする。 （13） 市長又は水道事業及び下水道事業の管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（<u>法第243条の2</u>第3項又は公企法第34条の規定による監査） 要求に係る事実の有無等について監査すること。</p>	<p>（監査等の種類） 第3条 監査等の種類は次の各号に掲げるものとする。 （13） 市長又は水道事業及び下水道事業の管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（<u>法第243条の2の8</u>第3項又は公企法第34条の規定による監査） 要求に係る事実の有無等について監査すること。</p>

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。